

佐倉市土地区画整理事業の助成に関する条例施行規則

平成10年3月31日規則第26号
最終改正 平成28年3月25日規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、佐倉市土地区画整理事業の助成に関する条例(昭和41年佐倉市条例第11号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、土地区画整理法(昭和29年法律第119号。以下「法」という。)、都市計画法(昭和43年法律第100号)及び条例の例による。

(助成対象要件)

第3条 条例第3条の規則で定める要件は、施行者等が行う事業が次に掲げる要件の全てに該当することとする。

- (1) 施行地区が市街化区域であり、かつ、施行地区の面積が0.5ヘクタール以上であること。
- (2) 事業の施行後における施行地区内の公共施設の土地の面積の合計が、施行地区の面積の15パーセント以上(施行地区の面積が2ヘクタール以上の場合は、18パーセント以上)であること。
- (3) 施行地区内において、不動産取引、住宅建設その他これらに類する業を行う者が先買いしている土地がある場合には、その土地の面積が施行地区の面積の3分の1以下であること。

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費は、次に掲げるものとする。ただし、国、県又は公共施設の管理者からの補助金又は負担金の交付の対象となるものは、除くものとする。

- (1) 設立又は事業の施行の認可に必要な調査、測量及び設計に要する経費
- (2) 施行地区内において、都市計画として決定された都市施設の用地取得費に相当する経費
- (3) 施行地区内外を連絡する幹線的道路として、施行地区における有効幅員8メートル以上の道路を整備する場合においては、歩道部分の用地取得費に相当する経費
- (4) 施行地区内の公共下水道計画に係る雨水幹線及び汚水幹線管渠等の整備に際し、施行地区外の影響を受けて規格及び工法等を変更する場合においては、その施行地区外分の整備に係る工事費に相当する経費
- (5) 施行地区内の雨水調整池の整備に際し、施行地区外分の調整能力を有する雨水調整池を整備する場合においては、その施行地区外分の整備に関する用地取得費及び工事費に相当する経費

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる基準により算出された額とする。

- (1) 前条第1号に規定する経費 土地区画整理事業調査要綱(平成10年建設省都区発第2号)第5に定める調査と同様の調査に要する費用の3分の1を限度とする額
- (2) 前条第2号に規定する用地取得費に相当する経費 事業認可時における当該用地の適正な価格
- (3) 前条第3号及び第5号に規定する用地取得費に相当する経費 事業認可時における当該用地の適正な価格の2分の1以内の額

(4) 前条第4号及び第5号に規定する工事費に相当する経費 当該事業年度における適正な積算価格

2 助成金の総額は、前項第1号、第3号及び第4号の規定により算出された額の合計額（事業認可時における総事業費の10分の1を限度とする。）に同項第2号の規定により算出された額を加えた額とする。

(協議)

第6条 条例第4条の規定により、助成を受けようとする施行者等は、佐倉市土地区画整理事業の助成に関する実施計画協議書（別記様式第1号）を作成し、事業の認可申請時又は市長が別に定める期日までに必要な書類等を添えて、あらかじめ市長に協議をしなければならない。

(交付の申請)

第7条 条例第5条の規定により、助成を受けようとする施行者等は、前条に規定する協議を行った上で佐倉市土地区画整理事業助成金交付申請書（別記様式第2号）により市長に申請しなければならない。

(交付の条件)

第8条 市長は、助成金の交付を決定する場合において、助成金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、別に定める条件を付することができる。

2 前項の規定により付する条件には、当該助成を行う事業の完了後において従うべき事項を内容とする条件を含めることができる。

3 市長は、条例第9条の規定により施行者等が助成金を返還すべきこととなった場合の当該返還の履行の保証として、個人施行の事業にあっては2人以上、組合施行又は区画整理会社施行の事業にあっては5人以上の連帯保証人を立てさせ、助成金の交付決定を通知するときまでに、別に施行者等と協定を締結することができるものとする。

(交付の決定)

第9条 市長は、第7条の規定による申請を受けたときは、条例第6条の規定によりその内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、その結果を佐倉市土地区画整理事業助成金交付（不交付）決定通知書（別記様式第3号）により施行者等に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 施行者等は、前条の規定により交付決定通知を受けた場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定は、なかったものとみなす。

(助成事業の変更等)

第11条 第9条の規定により交付決定を受けた施行者等は、助成事業の内容の変更をしようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

2 施行者等は、助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(助成事業の変更等承認申請)

第12条 施行者等は、前条第1項の規定により助成事業の内容又は完了予定期日の変更承認を受け

ようとするときは、佐倉市土地区画整理事業の助成事業変更承認申請書（別記様式第4号）により市長に申請しなければならない。

- 2 施行者等は、前条第2項の規定により助成事業の遂行が困難となった場合において、助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、佐倉市土地区画整理事業の助成事業廃止（中止）承認申請書（別記様式第5号）により市長に申請しなければならない。

（状況報告）

第13条 第9条の規定により交付決定を受けた施行者等は、毎会計年度の6月、9月及び12月の各月の末日における助成事業の遂行の状況について、当該各月の翌月の7日までに、佐倉市土地区画整理事業の助成事業遂行状況報告書（別記様式第6号）により市長に報告しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市長は、必要に応じて助成事業の遂行の状況について報告を求めることができる。

（助成事業の遂行の指示）

第14条 市長は、施行者等が提出する状況報告について、助成事業が助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該施行者等に対して、これらに従って当該助成事業を遂行すべきことを指示することができる。

（実績報告）

第15条 第9条の規定により交付決定を受けた施行者等は、助成事業の完了後、遅滞なく佐倉市土地区画整理事業の助成事業実績報告書（別記様式第7号）に必要書類を添えて市長に報告しなければならない。

（是正のための措置）

第16条 市長は、第13条又は前条の規定による報告を受けた場合においては、その成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、適合させるための措置をとるように施行者等に対して指示することができる。

（交付の確定）

第17条 市長は、助成事業の実績報告を受けた場合においては、助成事業実績報告書等の書類審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているか調査し、適合していると認めるときは交付すべき助成金の額を確定し、佐倉市土地区画整理事業助成金交付確定通知書（別記様式第8号）により当該施行者等に通知するものとする。

（交付の請求）

第18条 前条の規定により助成金の確定通知を受けた施行者等は、その日から起算して30日以内に、佐倉市土地区画整理事業助成金交付請求書（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第19条 条例第9条第2号に規定する正当な理由とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 天災地変その他助成金の交付決定後に生じた事情の変更で、市長がやむを得ないと認めたもの
- (2) 施行者等の責めに帰すべき事情によらない事態

- 2 条例第9条第5号に規定する不正な行為とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 虚偽その他不正な手段により交付の決定を受ける行為
 - (2) 助成金を目的以外に使用する行為
 - (3) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反する行為
- 3 市長は、条例第9条の規定により交付の決定を取り消したときは、その理由を付して書面により施行者等に速やかに通知するものとする。

(助成金の返還)

第20条 市長は、条例第9条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関して既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補則)

第21条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
(土地区画整理事業の助成に関する条例施行規則の廃止)
- 2 土地区画整理事業の助成に関する条例施行規則(昭和41年佐倉市規則第2号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この規則の施行の日前に認可を受けた事業であっても、同日以後に法第103条の規定に基づく換地処分が行われる場合には、この規則の規定を適用することができる。

附 則(平成13年3月30日規則第33号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第49号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の佐倉市土地区画整理事業の助成に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定は、この規則の施行の日以後に申請がなされる助成について適用し、同日前に申請があった助成については、なお従前の例による。
- 3 新規則第4条第1号に規定する経費は、この規則の施行後に認可を受けた組合について助成の対象とする。

附 則(平成19年12月17日規則第53号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日前に申請があった助成については、なお従前の例による。

附 則(平成24年6月29日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月25日規則第29号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。